令和4年度 社会福祉法人白井市社会福祉協議会 事業計画(案)

I 経営理念

本会の「経営理念」に則った経営を着実に実行します。

【経営理念】

- 1. 住民参加・協働による地域福祉の実現を目指します。
- 2. 地域における利用者本位のサービスの実現を目指します。
- 3. 地域に根ざした総合的な支援体制の実現を目指します。
- 4. 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みに弛みなく挑戦します。

Ⅱ. 基本方針

- 1. 急速に進展する高齢社会等の生活環境の変化に対応するため、第4次白井市地域福祉活動計画(以下「第4次計画」という)に示された「めざす姿」の実現に向けて、第4次計画の方針及びプランへの取り組みを着実に推進します。
- 2. 多様化する住民の福祉ニーズ、生活課題に的確に対応し、具体的施策の迅速な実施に努めます。
- 3. 生活圏域に根ざした地域ネットワークの更なる充実と、住民主体の支えあい活動の一層の支援に努めます。

Ⅲ. 重点項目

1. 第4次計画の検証による課題と今後の方向性 平成29年度からスタートした第4次計画について、引き続き白井市第 2次地域福祉計画(行政計画)との整合性を図るため、令和3年度に見 直し延長を行いました。これにより、令和7年度までが計画期間となっ たことに伴い、令和4年度は見直し延長後の第4次計画の後半がスター トする年となりました。前半の課題・問題点等を踏まえ、更なる地域福 祉活動の浸透に努め、小地域における支えあい活動を展開します。 2. 生活支援体制整備事業の取り組み

高齢者の生活課題解決のため、**生活支援コーディネーターとケアマネージャーが連携し、高齢者の個別支援を地域の実情に合った資源につなげ、新しい仕組みと担い手(コーディネーター)の育成等、生活支援体制づくりを進めます。**

- 3.介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み 介護保険法による指定介護保険事業者として「訪問型サービスA」を充 実していきます。
- 4. 地区社協活動の推進

小地域での見守り活動等を更に活性化し、「住民主体の地域ネットワークづくり」の推進を図ります。

また、地域の課題解決・相談支援等の活動を、地区社協と協働し積極的 に行い、よりきめ細やかな地域福祉の実現をめざします。新地域支援事 業の実施にあたっては、地区社協等との一層の連携を図ります。

5. 指定管理施設の運営充実

老人福祉センター、青少年女性センター、就労継続支援B型事業所みのりの第5期(令和3年度~7年度)の指定管理受託2年目として、4月から予定されている浴場の利用再開も含め、利用者の更なるサービスの向上を図ります。みのりによる施設管理(館内清掃)の一部受託等、障害者との協働に努め、より一層の管理運営体制の充実を図ります。

みのりの運営については、自主製品の販路拡大等、工賃向上を図ると ともに、働くことで生活の充実を感じることができる、魅力ある事業所 を目指し、安定的な利用者の確保に努めます。

6. 総合的な個別支援活動の実行

相続に関する相談が増加していることから、その二一ズに応えるため、 4月より月1回司法書士相談を試行します。

相談事業の一層の充実を図るとともに、多様化、複層化する住民の生活課題の解決に向けた支援に取り組みます。

また、日常生活自立支援事業を円滑に実施し、利用拡大に対応できる体制を整備します。

新型コロナウィルス感染症による生活困窮者等へ対応するため、千葉県 社会福祉協議会との連携により、緊急小口資金等特例貸付事業を実施し ます。

7. 成年後見事業への取り組み

法人後見人等として、成年後見制度への着実な取り組みを進め、被後見 人等に対して十分な支援ができるよう体制整備を進めます。 また、市や関係団体と連携して、権利擁護支援の取り組みを検討していきます。

- 8. 災害ボランティア活動体制の充実 大規模災害に備え、市と連携し「災害ボランティア活動に関する協定」 に準じた継続的訓練の実施および**災害ボランティアマニュアル改正に伴 い、訓練時に再確認をします。**
- 9. 法人運営の強化

社会福祉協議会を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、引き続き財政 基盤の強化を図るべく自主財源の確保、拡大に努めます。会費、赤い羽 根共同募金配分金等の従来からの取り組みに加え、成年後見事業・訪問 型サービスA等の自主事業充実による財源確保を進めます。

また、行政の厳しい財政状況を鑑み、自主財源の計画的な活用を検討し、 指定管理料等の繰越財源の使途について協議します。 財源確保と一体的 に、歳出の削減を目的として、実施事業の見直し・スリム化を検討し、 他機関等へ移管可能な事業、代替の見込まれる事業等は、当会で継続す ることの必要性を十分再検討しながら、継続・移管・終了等の判断を行 います。

さらに、当会の現状からみた課題解決に向け、「給与制度」「人事考課制度の導入」「職員の教育・研修体系」の整備・確立等に取り組むとともに、令和3年9月に策定した「職員定員管理指針」に基づき適正な人員配置を行います。

引き続き新型コロナウィルス感染拡大防止策を徹底するとともに、実施可能な事務・事業については、関係者・機関と協議しながら、段階的に再開してまいります。

IV. 見直し・再検討を必要とする事業

- 1. 地域福祉センターの指定管理者として、団体活動室・会議室等の有料化、有効活用の施策に対応します。
- 2. 高齢者等外出支援サービス事業について、サービス内容の見直しに向けて市との協議を進めます。
- 3. 市の実施した利用者アンケートの結果等の検討により、老人福祉センターの浴場を再開します。

V. 新規・拡充を必要とする事業

- 1. 成年後見事業の受任者拡大に努めます。(Ⅲ. 重点項目)
- ニーズが増えている相続の相談に対応するため、司法書士相談を試行します。(Ⅲ. 重点項目)
- 3. 生活困窮者に向けたフードサポートと、地域の店舗、企業で出るフード ロスとの連携事業について検討します。
- 4. 第4次白井市地域福祉活動計画の見直し延長後の初年度となることから、着実に事業を推進し、次期計画へ活かせるように取り組みます。

VI. 実施事業

- 1. 事業推進体制
- (1) 経営会議(会長、副会長、事務局長)

必要の都度開催

- (2) 理事会(理事10人、監事2人) 3・5月の他、必要の都度開催
- (3) 評議員会(12人)

- 3・6月の他、必要の都度開催
- (4)評議員選任·解任委員会(5人)

必要の都度開催

- (5) 部会(組織強化、事業推進、地区社協)
- 必要の都度開催 必要の都度開催

- (6)委員会組織の運営
 - ①第4次白井市地域福祉活動計画推進委員会
 - ②ボランティアセンター運営委員会
 - ③ふれあい食事運営委員会
 - ④社協しろい編集委員会
 - ⑤成年後見運営委員会
- (7) 社会福祉活動の普及・啓発
 - ①第36回白井市社会福祉大会の開催「令和5年2月予定」
 - ②「こんにちは社協です」出前講座の実施
 - ③キャラクター「ふくまる」の有効利用 ふるさとまつりチャリティーバザー、社会福祉大会、**広報紙、ホ** ームページ等
 - ④市民大学校卒業生へのボランティア・地区社協活動等への参加 呼びかけ
- (8) 広報·啓発活動
 - ①広報紙「社協しろい」の発行 年4回発行 1回16,200部
 - ②パンフレットの作成と設置場所の拡大
 - ③ホームページの管理運営の高度化と的確な情報伝達

④社協会員会費制度、赤い羽根共同募金運動等の自治会等への出 前講座による理解促進(出前講座再掲)

⑤見やすく分かりやすいホームページに更新

- (9) 財政基盤の強化
 - ①会員増強・会費増収の取り組み
 - ②寄付文化の推奨
 - ③ファンドレイジング導入の検討
 - ④保有資産の有効活用の検討
- (10) 共同募金運動の推進
 - ①赤い羽根共同募金運動の推進
 - ②戸別・法人等のほか街頭募金活動の実施

③インターネットを利用した千葉県共同募金会への募金の周知

- (11) 情報公開の推進および情報管理の徹底(セキュリティー強化等)
- (12) 苦情解決制度の体制整備
- (13) 個人情報および特定個人情報保護の徹底
- (14) 専門家による適正な税務申告

2. 総合相談運営事業

- (1) 相談事業
 - ①心配ごと相談(毎週金曜日②・③の相談日を除く)
 - ②法律相談(毎週水・金曜日のうち月2回)
 - ③相続・税務相談(毎月第3水曜日)

4)司法書士相談(毎月第1金曜日)

- (2) 相談員研修、ケース会議等の実施
- (3) 新たな相談支援体制に向けての検討
- 3. 日常生活自立支援事業【県社協受託】
- (1)専門員、生活支援員による福祉サービス利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスの実施
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 生活支援員の養成・研修の実施

4. 貸付事業等

- (1) 生活福祉資金貸付事業(特例貸付を含む)【県社協受託】
- (2) 臨時特例つなぎ資金貸付事業【県社協受託】
- (3) 不動産担保型生活資金貸付事業【県社協受託】

- (4) 生活困窮者に対する食糧支援(フードバンクちばと連携)
- 5. 成年後見事業
- (1) 成年後見人等の業務
- (2) 事業の広報・周知
- (3) 成年後見運営委員会の開催(年2回)
- (4) 関係機関と連携した権利擁護支援の取り組みを検討
- 6. 地域福祉推進体制の整備・支援
 - (1) 地区社協活動拠点の整備・支援
 - ①活動拠点未整備地区(七次台小地区)の設置促進
 - ②新生活支援サービスの地区社協への啓蒙
 - (2) 地区社協の活動助成・管理体制の支援
 - (3) 地域連携事業の立案・実施(地域の組織づくりの支援等)
 - (4) ふれあいいきいきサロン助成事業の実施
- (5) 第4次白井市地域福祉活動計画(修正・見直後の計画)の後期推進
- (6)「お元気見守り事業」(電話訪問)の推進支援
- 7. 在宅福祉サービス事業の推進
 - (1) まごころ (ホームヘルプ) サービス事業
 - (2) 車いす貸出事業
 - (3) ふれあい食事事業(年3回実施)
 - (4) 高齢者等外出支援サービス事業【市受託】
 - ※サービス内容の見直しに向けて市との協議を進めます。

(再掲:〈4. 見直し・再検討を必要とする事業〉)

- (5) ひとり親家庭等日常生活支援事業【市受託】
- 8. 地域包括ケアシステムへの参加 介護予防・日常生活支援総合事業 ①指定事業者として「訪問型サービスA」を実施
- 9. 生活支援体制整備事業【市受託】
 - ①生活支援コーディネーターを配置し、協議体の運営支援、担い手 の育成等の実施
 - ②高齢者の生活課題解決に向けたコーディネート

10. ボランティア活動の振興

- (1) ボランティアセンター事業の充実
 - ①ボランティアの活動相談・斡旋・依頼の受付
 - ②ボランティア登録の促進
 - ③ボランティアコーディネーターの研修・資質向上
 - ④ボランティア活動の開拓
 - ⑤ボランティアグループへの活動支援
 - ⑥ボランティア情報の提供
 - ⑦活動者、行事主催者の保険加入手続きおよび事故対応
 - ⑧ボランティアセンター運営委員会の開催

(2) ボランティアの育成

- ①ボランティア養成講座・研修会等の実施
- ②活動者に対する良好な環境づくり

(3) 福祉教育の推進

- ①市内小・中学校及び高等学校の実施する福祉総合学習への協力
- ②福祉サマースクールの実施
- ③児童・生徒の赤い羽根共同募金街頭募金活動への参加協力の調整

(4) 災害ボランティア体制の整備

- ①災害ボランティアセンター運営マニュアルによるシミュレーションの実施等
- ②災害時における市とのボランティア活動の協力
- ③住民への周知および理解促進
- ④災害協定を締結した事業所及び企業との連携強化

(5) ボランティアの組織化と活動支援

- ①福祉ボランティアの組織化および活動支援
- ②民間助成事業等の情報提供

(6) 障害児(者)等への支援

- ①障害者施設との連携
- ②市内小・中学校特別支援学級への支援

- ③ノーマライゼーション理念の啓発
- (7) 子育てサポート
 - ①どんぐり広場の支援
 - ②子育てサポーターの育成
- (8) 介護支援ボランティア制度の推進【市受託】
 - ①ボランティアの活動相談・斡旋・依頼の受付
 - ②ボランティア登録の促進
 - ③ボランティアコーディネーターの研修・資質向上
 - ④介護支援施設との連携
- (9) 関係団体との連携・協働・支援
 - ①ボランティア連絡協議会への支援および連携
 - ②しろい市民まちづくりサポートセンターとの連携
 - ③地区社会福祉協議会との連携・協働・支援
 - ④NPO法人、民間企業等との連携
 - ⑤企業等の社会貢献活動の啓発
 - ⑥まちづくり協議会との連携
- (10) 福祉用具、図書類の管理・貸出
 - ①福祉用具、視聴覚資材の管理および貸出
- 11. その他福祉事業
 - (1) 視覚障害者用「声の広報」 C D 作成活動への支援
 - (2) 交通遺児見舞金事業【県社協受託】
 - (3) チャリティーバザー(ふるさとまつり)の開催
- 12. 地域福祉センターの管理運営【指定管理者】
 - (1) 団体活動室等の予約、貸出業務
 - (2) 団体活動室等の利用促進
 - (3) 団体活動室等の適切な管理
 - (4) 団体活動室等の有効活用の促進
 - (5) 利用団体等への新型コロナウィルス感染症予防の啓発(再掲)
- 13. 老人福祉センターの管理運営【指定管理者】
 - (1) 施設管理運営業務

- (2) 貸館業務の管理
- (3) 各種講座開催
- (4) センター情報紙「清戸の杜」を月1回発行
- (5)「2022清戸の杜フェスティバル(仮称)」の開催 (サークルの成果発表の場)
- (6) 各種相談や市との連携
- (7) 個人利用者やサークル、高齢者クラブへの活動支援と連携
- (8) 個人利用者向け利用促進サービスの実施
- (9) 浴場の利用再開による施設の活性化及び充実
- (10) 就労継続支援B型事業所みのりとの合同事業・イベントの開催
- 14. 青少年女性センターの管理運営【指定管理者】
 - (1) 青少年女性センターの管理運営業務
 - (2) 貸館業務の管理
 - (3) 各種講座開催
 - (4)「2022清戸の杜フェスティバル(仮称)」の開催(女性起業家と 連携)
 - (5) 各種相談や市との連携
 - (6)『清戸の杜プチマルシェ』(コミュニティー広場)の開催
 - (7) こころの café (対人関係で悩む若い女性のための居場所づくり) の 開催
 - (8) 男女共同参画事業の実施
- 15. 就労継続支援B型事業所みのりの運営【指定管理者】
 - (1) 個別支援計画の作成・面談
 - (2) 就労に必要な知識、能力向上の訓練
 - (3) 就労機会の提供および生産活動の機会の提供
 - ①自主製品の販路拡大
 - ②受注作業の作業量確保
 - ③工賃向上
 - ④施設管理作業
 - ⑤市役所の敷地内除草作業を受託
 - (4) 求職活動支援
 - (5) 職場定着支援
 - (6) 施設外就労支援

市内梨農家での作業協力

(7) 生活相談

障害者虐待防止、身体拘束等の適正化

- (8) 健康管理
- (9) その他必要な訓練、支援、相談、助言等
- (10) 各種会議の開催
- (11) 福祉センターとの合同事業・イベントの開催
- (12) 関係機関との連携

16. 新型コロナウィルス感染症対策の取り組み

- (1) 全職員の出勤前における検温の徹底
- (2) 1日2回の定期的な換気・消毒の実施
- (3) 各事業における感染防止のガイドラインの作成
- (4) 飛沫防止パネル、空気洗浄機等の備品類の導入
- (5) 利用者等への感染予防の啓発